

用地調査等業務共通仕様書 新旧対照表（第1章～第17章）

※赤字下線部 今回改正箇所

新	旧
<p>用地調査等業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則</p> <p>(照査技術者)</p> <p>第6条 受注者は、発注者が別に定める場合を除き、原則として用地調査等業務における照査技術者を定め、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 受注者は、照査技術者を定めた場合においては、第 <u>156</u> 条に規定する点検及び修正が完了した後に、照査技術者による照査を実施しなければならない。</p> <p>3 照査技術者は、発注者が「管理技術者」と同等の知識及び能力を有する者と認められた者でなければならない。</p> <p>4 照査技術者は、照査計画を作成し作業計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</p> <p>5 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>(業務従事者及び担当技術者)</p> <p>第7条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項に定める業務従事者に、表4の業務内容毎に同表資格欄に掲げる資格を有する者（以下「有資格者」という。）を1名以上含めるものとし、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に有資格者通知書（別記様式第2号）により発注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、第1項に定める業務従事者のうち、担当技術者を定める場合は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に担当技術者通知書（別記様式第3号）により発注者に通知しなければならない。なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとし、受注者が設計共同体である場合には、構成員ごとに8名までとする。</p> <p>4 有資格者は、管理技術者及び複数の業務内容の有資格者を兼ねることができるものとする。</p> <p>5 担当技術者及び有資格者は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。</p>	<p>用地調査等業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則</p> <p>(照査技術者)</p> <p>第6条 受注者は、発注者が別に定める場合を除き、原則として用地調査等業務における照査技術者を定め、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 受注者は、照査技術者を定めた場合においては、第 <u>155</u> 条に規定する点検及び修正が完了した後に、照査技術者による照査を実施しなければならない。</p> <p>3 照査技術者は、発注者が「管理技術者」と同等の知識及び能力を有する者と認められた者でなければならない。</p> <p>4 照査技術者は、照査計画を作成し作業計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</p> <p>5 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>(業務従事者及び担当技術者)</p> <p>第7条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項に定める業務従事者に、表4の業務内容毎に同表資格欄に掲げる資格を有する者（以下「有資格者」という。）を1名以上含めるものとし、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に有資格者通知書（別記様式第2号）により発注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、第1項に定める業務従事者のうち、担当技術者を定める場合は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に担当技術者通知書（別記様式第3号）により発注者に通知しなければならない。なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとし、受注者が設計共同体である場合には、構成員ごとに8名までとする。</p> <p>4 有資格者は、管理技術者及び複数の業務内容の有資格者を兼ねることができるものとする。</p> <p>5 担当技術者及び有資格者は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。</p>

表4 有資格者の資格

区分	業務内容	資 格
土地調査	第3章権利調査	次のいずれかの資格を有する者とする。 <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定。以下「実施規程」という。）第3条に掲げる土地調査部門において同第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士（以下「補償業務管理士」という。） 補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号。以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる土地調査部門に係る登録規程第3条に定める補償業務の管理をつかさどる専任の者（以下「補償業務管理者」という。） 「登録規程」第2条第1項の別表に掲げる土地調査部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者
	第4章用地測量	次の資格を有する者とする。 <ul style="list-style-type: none"> 測量法（昭和24年法律第188号）第48条に規定する測量士又は測量士補
土地評価	第5章土地評価	次のいずれかの資格を有する者とする。 <ul style="list-style-type: none"> 実施規程第3条に掲げる土地評価部門の補償業務管理士 登録規程第2条第1項の別表に掲げる土地評価部門に係る補償業務管理者 登録規程第2条第1項の別表に掲げる土地評価部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補
物 件	第9条第2号に定める建物に係る次の調査等に従事する場合 <ul style="list-style-type: none"> 第6章建物等の調査（機械設備を除く。） 	次のいずれかの資格を有する者とする。 <ul style="list-style-type: none"> 建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3の建物に係る建築士法第2条に規定する建築士の資格を有する者 実施規程第3条に掲げる物件部門の補償業務管理士 登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務管理者

表4 業務従事者の資格

区 分	業務内容	資 格
土地調査	第3章権利調査	次のいずれかの資格を有する者とする。 <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定。以下「実施規程」という。）第3条に掲げる土地調査部門において同第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士（以下「補償業務管理士」という。） 補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号。以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる土地調査部門に係る登録規程第3条に定める補償業務の管理をつかさどる専任の者（以下「補償業務管理者」という。） 「登録規程」第2条第1項の別表に掲げる土地調査部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者
	第4章用地測量	次の資格を有する者とする。 <ul style="list-style-type: none"> 測量法（昭和24年法律第188号）第48条に規定する測量士又は測量士補
土地評価	第5章土地評価	次のいずれかの資格を有する者とする。 <ul style="list-style-type: none"> 実施規程第3条に掲げる土地評価部門の補償業務管理士 登録規程第2条第1項の別表に掲げる土地評価部門に係る補償業務管理者 登録規程第2条第1項の別表に掲げる土地評価部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補
物 件	第9条第2号に定める建物 <u>区分の内、非木造建物〔Ⅰ〕又は非木造建物〔Ⅱ〕</u> に係る次の調査等に従事する場合	<u>建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者であり、かつ、次のいずれかの資格を有する者とする。</u> <ul style="list-style-type: none"> 建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3の建物に係る建築士法第2条に規定する建築士の資格を有する者 実施規程第3条に掲げる物件部門の補償業務管理士

<ul style="list-style-type: none"> ・第9章予備調査 ・第10章移転工 法案検討 ・第11章再算定 業務（機械設備 及び営業に關する 調査を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務に關し7年以上の実務経験を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・第6章建物等の 調査（機械設備 を除く。） ・第9章予備調査 ・第10章移転工 法案検討 ・第11章再算定 業務（機械設備 及び営業に關する 調査を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務管理者 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務に關し7年以上の実務経験を有する者
<p>第9条第2号に定める建物以外の次の調査等に従事する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6章建物等の調査（機械設備を除く。） ・第9章予備調査 ・第10章移転工 	<p>次のいずれかの資格を有する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施規程第3条に掲げる物件部門の補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務管理者 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務に關し7年以上の実務経験を有する者 	<p>第9条第2号に定める建物以外の次の調査等に従事する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6章建物等の調査（機械設備を除く。） ・第9章予備調査 ・第10章移転工 	<p>次のいずれかの資格を有する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施規程第3条に掲げる物件部門の補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務管理者 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務に關し7年以上の実務経験を有する者
<p>第9条第2号に定める建物区分の内、<u>木造建物〔Ⅰ〕</u>、<u>木造建物〔Ⅱ〕</u>、<u>木造建物〔Ⅲ〕</u>又は<u>木造特殊建物に係る次の調査等に従事する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6章建物等の調査（機械設備を除く。） ・第9章予備調査 ・第10章移転工 法案検討 ・第11章再算定 業務（機械設備 及び営業に關する 調査を除く。） 	<p><u>建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者であり、かつ、次のいずれかの資格を有する者とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3の建物に係る建築士法第2条に規定する建築士の資格を有する者</u> ・<u>実施規程第3条に掲げる物件部門の補償業務管理士</u> ・<u>登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務管理者</u> ・<u>登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務に關し7年以上の実務経験を有する者</u> 		

	<p>法案検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第11章再算定業務（機械設備、営業に関する調査を除く。） 			<p>法案検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第11章再算定業務（機械設備、営業に関する調査を除く。） 	
機械工作物	<p>第6章建物等の調査（機械設備に限る。）</p> <p>第11章再算定業務（機械設備に限る。）</p>	<p>次のいずれかの資格を有する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施規程第3条に掲げる機械工作物部門の補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる機械工作物部門に係る補償業務管理者 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる機械工作物部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者 	機械工作物	<p>第6章建物等の調査（機械設備に限る。）</p> <p>第11章再算定業務（機械設備に限る。）</p>	<p>次のいずれかの資格を有する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施規程第3条に掲げる機械工作物部門の補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる機械工作物部門に係る補償業務管理者 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる機械工作物部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者
営業補償・特殊補償	<p>第7章営業に関する調査（営業に関する調査に限る。）</p> <p>第11章再算定業務（営業に関する調査に限る。）</p>	<p>次のいずれかの資格を有する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施規程第3条に掲げる営業補償・特殊補償部門の補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる営業補償・特殊補償部門に係る補償業務管理者 ・「登録規程」第2条第1項の別表に掲げる営業補償・特殊補償部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者 ・公認会計士法（昭和23年法律第103号）第17条に規定する公認会計士 ・税理士法（昭和26年法律第237号）第18条に規定する税理士 	営業補償・特殊補償	<p>第7章営業に関する調査（営業に関する調査に限る。）</p> <p>第11章再算定業務（営業に関する調査に限る。）</p>	<p>次のいずれかの資格を有する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施規程第3条に掲げる営業補償・特殊補償部門の補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる営業補償・特殊補償部門に係る補償業務管理者 ・「登録規程」第2条第1項の別表に掲げる営業補償・特殊補償部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者 ・公認会計士法（昭和23年法律第103号）第17条に規定する公認会計士 ・税理士法（昭和26年法律第237号）第18条に規定する税理士
補償関連	<p>第12章補償説明等</p> <p>第13章事業認定申請図書の作成</p>	<p>次のいずれかの資格を有する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施規程第3条に掲げる補償関連部門の補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる補償関連部門に係る補償業務管理者 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる補償関連部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者 	補償関連	<p>第12章補償説明等</p> <p>第13章事業認定申請図書の作成</p>	<p>次のいずれかの資格を有する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施規程第3条に掲げる補償関連部門の補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる補償関連部門に係る補償業務管理者 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる補償関連部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者
事業損失	<p>第14章その他の業務の調査等（公共事業に係る工事の施行に伴う建物等の損害等の調査に限る。）</p>	<p>次のいずれかの資格を有する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施規程第3条に掲げる事業損失部門の補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる事業損失部門に係る補償業務管理者 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる事業損失部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者 	事業損失	<p>第14章その他の業務の調査等（公共事業に係る工事の施行に伴う建物等の損害等の調査に限る。）</p>	<p>次のいずれかの資格を有する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施規程第3条に掲げる事業損失部門の補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる事業損失部門に係る補償業務管理者 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる事業損失部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者

(再委託)

第8条 約款第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、用地調査等業務における総合的企画、業務遂行管理、調査・補償額算定等の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者は、これを再委託することはできない。

- 2 約款第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、翻訳、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、資料の収集、単純な集計等とする。
- 3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

第2章 用地調査等業務の基本的処理方針

第1節 用地調査等業務の実施手続

(作業計画の策定)

第15条 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に、仕様書等及び現地踏査の結果等を基に作業計画書を策定し、調査職員に提出しなければならない。

- 2 前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。

なお、記載にあたって、実施方針又はその他には、第30条、第31条、第32条及び第34条に関する事項も含めるものとする。

 - 一 業務概要
 - 二 実施方針
 - 三 業務工程
 - 四 業務組織計画
 - 五 打合せ計画
 - 六 成果物の品質を確保するための計画
 - 七 成果物の内容、部数
 - 八 使用する主な図書及び基準
 - 九 連絡体制（緊急時を含む。）
 - 十 使用する主な機器
 - 十一 仕様書等において照査技術者による照査が定められている場合は、照査技術者及び照査計画
 - 十二 その他出するものとする。

(再委託)

第8条 約款第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、用地調査等業務における総合的企画、業務遂行管理、調査・補償額算定等の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者は、これを再委託することはできない。

- 2 約款第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、翻訳、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、資料の収集、単純な集計等とする。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

第2章 用地調査等業務の基本的処理方針

第1節 用地調査等業務の実施手続

(作業計画の策定)

第15条 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に、仕様書等及び現地踏査の結果等を基に作業計画書を策定し、調査職員に提出しなければならない。

- 2 前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。

なお、記載にあたって、実施方針又はその他には、第30条、第31条、第32条に関する事項も含めるものとする。

 - 一 業務概要
 - 二 実施方針
 - 三 業務工程
 - 四 業務組織計画
 - 五 打合せ計画
 - 六 成果物の品質を確保するための計画
 - 七 成果物の内容、部数
 - 八 使用する主な図書及び基準
 - 九 連絡体制（緊急時を含む。）
 - 十 使用する主な機器
 - 十一 仕様書等において照査技術者による照査が定められている場合は、照査技術者及び照査計画
 - 十二 その他出するものとする。

(成果物)

第24条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務区分に基づき必要な成果物を提出するものとする。

2 前項の成果物は、別記2成果物一覧表によるものとする。

3 成果物は、第6章から第11章に係るものについては所有者ごとに、その他のものについては別記2成果物一覧表に定めるものを除き種類別に編集し、表紙(様式第1)に年度、箇所(地区)名、業務の名称、発注者の名称及び受注者の名称等を記載するとともに、目次を付したうえで、容易に取り外すことが可能な方法により作成するものとする。ただし、綴る用紙が少ない場合は、複数の成果物を合わせて作成することができるものとする。

4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第40条に定める瑕疵担保の期間保管し、調査職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

第33条 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。なお、協力者が不当要求を受けたことを認知した場合も同様とする。

2 受注者は、前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面にて発注者に報告しななければならない。

3 前2項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。

4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

(保険加入の義務)

第34条 受注者は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、健康保険法(大正11年法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第2節 数量等の処理

(数量等の処理)

第35条 数量等の処理については、別記4から別記14に定めのないものは、この節の定めるとこ

(成果物)

第24条 受注者は、別記2成果物一覧表に掲げる成果物等のうち、業務区分に基づき、必要な成果物を提出するものとする。

2 成果物は、第6章から第11章に係るものについては所有者ごとに、その他のものについては別記2成果物一覧表に定めるものを除き種類別に編集し、表紙(様式第1)に年度、箇所(地区)名、業務の名称、発注者の名称及び受注者の名称等を記載するとともに、目次を付したうえで、容易に取り外すことが可能な方法により作成するものとする。ただし、綴る用紙が少ない場合は、複数の成果物を合わせて作成することができるものとする。

3 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第40条に定める瑕疵担保の期間保管し、調査職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

第33条 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。なお、協力者が不当要求を受けたことを認知した場合も同様とする。

2 受注者は、前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面にて発注者に報告しななければならない。

3 第1項及び第2項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。

4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第2節 数量等の処理

(数量等の処理)

第34条 数量等の処理については、別記4から別記14に定めのないものは、この節の定めるとこ

(用地測量の面積計算及び計算数値の取扱い等)

第3.6条 用地測量の面積計算は、原則として、座標法によるものとする。

- 2 用地測量に係る計算数値の取扱いは、次の各号のとおりとし、端数は切捨てるものとする。
 - 一 長さ m単位 小数点以下第3位
 - 二 面積 m²単位 小数点以下第6位
- 3 土地の面積は、1平方メートルの100分の1未満の端数を切り捨てるものとする。

(建物等の計測)

第3.7条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

- 2 建物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
- 3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。
- 4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。
 - 一 根本周囲、胸高直径は、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。
 - 二 樹高、幹周及び葉張は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)とする。ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、特殊樹及び生垣用木については、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。
- 5 宿根草等が植込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)とする。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

第3.8条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

- 2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位(小数点以下第3位切捨て)までの数値を求めるものとする。
- 3 建物等の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。
- 4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

(用地測量の面積計算及び計算数値の取扱い等)

第3.5条 用地測量の面積計算は、原則として、座標法によるものとする。

- 2 用地測量に係る計算数値の取扱いは、次の各号のとおりとし、端数は切捨てるものとする。
 - 一 長さ m単位 小数点以下第3位
 - 二 面積 m²単位 小数点以下第6位
- 3 土地の面積は、1平方メートルの100分の1未満の端数を切り捨てるものとする。

(建物等の計測)

第3.6条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

- 2 建物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
- 3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。
- 4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。
 - 一 根本周囲、胸高直径は、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。
 - 二 樹高、幹周及び葉張は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)とする。ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、特殊樹及び生垣用木については、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。
- 5 宿根草等が植込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)とする。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

第3.7条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

- 2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位(小数点以下第3位切捨て)までの数値を求めるものとする。
- 3 建物等の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。
- 4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

(計算数値の取扱い)

第3.9条 建物等の補償額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。

- 一 数量計算の集計は、補償金算定表に計上する項目ごとに行う。
- 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位(小数点以下第4位切捨て)まで求める。
- 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

(補償金算定表に計上する数値)

第4.0条 補償金算定表に計上する数値(価格に対応する数量)は、次の各号によるもののほか、第3.7条による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物の延べ床面積は、第3.8条第3項で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)で計上する。

(補償額等の端数処理)

第4.1条 補償額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次の各号によるものとする。

- 一 補償額算定に必要となる資材単価等は、次による。

イ 100円未満のとき	1円未満切り捨て
ロ 100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
ハ 10,000円以上のとき	100円未満切り捨て
- 二 共通仮設費及び諸経費にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。
- 三 工作物等の補償単価(一位代価)は、次による。

イ 100円未満のとき	1円未満切り捨て
ロ 100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
ハ 10,000円以上のとき	100円未満切り捨て

第3章 権利調査

(計算数値の取扱い)

第3.8条 建物等の補償額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。

- 一 数量計算の集計は、補償金算定表に計上する項目ごとに行う。
- 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位(小数点以下第4位切捨て)まで求める。
- 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

(補償金算定表に計上する数値)

第3.9条 補償金算定表に計上する数値(価格に対応する数量)は、次の各号によるもののほか、第3.6条による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物の延べ床面積は、第3.7条第3項で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)で計上する。

(補償額等の端数処理)

第4.0条 補償額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次の各号によるものとする。

- 一 補償額算定に必要となる資材単価等は、次による。

イ 100円未満のとき	1円未満切り捨て
ロ 100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
ハ 10,000円以上のとき	100円未満切り捨て
- 二 共通仮設費及び諸経費にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。
- 三 工作物等の補償単価(一位代価)は、次による。

イ 100円未満のとき	1円未満切り捨て
ロ 100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
ハ 10,000円以上のとき	100円未満切り捨て

第3章 権利調査

第1節 調査

(権利調査)

第4.2条 権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの聴取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関し調査することをいう。

(地図の転写)

第4.3条 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。
- 二 転写した地図には、地図番号、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）及び地番を記載する。
- 三 転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。

2 地積測量図の転写は、調査区域内の土地について、管轄登記所に地積測量図及び地役権図面が存する場合に、これを転写又は複写する方法により行うものとする。

(土地の登記記録の調査)

第4.4条 土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から調査職員が指示する範囲の土地に関し、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- 二 地目及び地積
- 三 登記名義人の氏名等及び住所等
- 四 共有土地については、共有者の持分
- 五 登記の受付番号
- 六 登記原因及びその日付
- 七 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、権利登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 八 仮登記等があるときは、その内容
- 九 その他必要と認める事項

(建物の登記記録の調査)

第4.5条 建物の登記記録の調査は、第4.3条で作成した地図から調査職員が指示する範囲に存する建物に係る次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
- 二 登記名義人の氏名等及び住所等
- 三 共有建物については、共有者の持分
- 四 登記の受付番号及びその日付

第1節 調査

(権利調査)

第4.1条 権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの聴取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関し調査することをいう。

(地図の転写)

第4.2条 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。
- 二 転写した地図には、地図番号、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）及び地番を記載する。
- 三 転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。

2 地積測量図の転写は、調査区域内の土地について、管轄登記所に地積測量図及び地役権図面が存する場合に、これを転写又は複写する方法により行うものとする。

(土地の登記記録の調査)

第4.3条 土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から調査職員が指示する範囲の土地に関し、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- 二 地目及び地積
- 三 登記名義人の氏名等及び住所等
- 四 共有土地については、共有者の持分
- 五 登記の受付番号
- 六 登記原因及びその日付
- 七 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、権利登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 八 仮登記等があるときは、その内容
- 九 その他必要と認める事項

(建物の登記記録の調査)

第4.4条 建物の登記記録の調査は、第4.2条で作成した地図から調査職員が指示する範囲に存する建物に係る次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
- 二 登記名義人の氏名等及び住所等
- 三 共有建物については、共有者の持分
- 四 登記の受付番号及びその日付

- 五 登記原因及びその日付け
- 六 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 七 仮登記等があるときは、その内容
- 八 その他必要と認める事項

(権利者の確認調査)

第4.6条 権利者の確認調査は、前2条に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等により行うものとする。

- 一 戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等
- 二 商業の登記記録、法人の登記記録

2 権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 権利者の氏名、住所及び生年月日
- 二 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係、相続の経過を明らかにした相続関係説明図を作成する。
- 三 権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所
- 四 権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所

3 権利者が法人であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 法人を代表する者の氏名及び住所
- 三 法人が破産法（平成16年法律第75号）による破産宣告を受けているとき等の場合にあっては、破産管財人等の氏名及び住所

4 前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名等及び住所等について、居住者等からの聴き取りを基に調査を行うものとする。

(墓地管理者等の調査)

第4.7条 墓地管理者等の調査は、調査区域内に存する墓地又は墳墓の権利関係について、次の各号により行うものとする。

- 一 墓地の所有者及び管理者（以下「墓地管理者」という。）の調査

墓地管理者の調査は、土地の登記記録の調査及び市町村吏員、集落の代表者等、寺院の代表役員等からの聴き取りによる。

この場合において、墓地管理者が宗教法人のときは、宗教法人登記記録等により次に掲げる事項を調査する。

- イ 名称
- ロ 事務所の所在地
- ハ 包括団体の名称及び宗教法人・非宗教法人の別
- ニ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ホ 財産処分等に関する規則がある場合は、その事項
- ヘ 永代使用料（入壇志納金）に関する事項

- 五 登記原因及びその日付け
- 六 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 七 仮登記等があるときは、その内容
- 八 その他必要と認める事項

(権利者の確認調査)

第4.5条 権利者の確認調査は、前2条に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等により行うものとする。

- 一 戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等
- 二 商業の登記記録、法人の登記記録

2 権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 権利者の氏名、住所及び生年月日
- 二 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係、相続の経過を明らかにした相続関係説明図を作成する。
- 三 権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所
- 四 権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所

3 権利者が法人であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 法人を代表する者の氏名及び住所
- 三 法人が破産法（平成16年法律第75号）による破産宣告を受けているとき等の場合にあっては、破産管財人等の氏名及び住所

4 前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名等及び住所等について、居住者等からの聴き取りを基に調査を行うものとする。

(墓地管理者等の調査)

第4.6条 墓地管理者等の調査は、調査区域内に存する墓地又は墳墓の権利関係について、次の各号により行うものとする。

- 一 墓地の所有者及び管理者（以下「墓地管理者」という。）の調査

墓地管理者の調査は、土地の登記記録の調査及び市町村吏員、集落の代表者等、寺院の代表役員等からの聴き取りによる。

この場合において、墓地管理者が宗教法人のときは、宗教法人登記記録等により次に掲げる事項を調査する。

- イ 名称
- ロ 事務所の所在地
- ハ 包括団体の名称及び宗教法人・非宗教法人の別
- ニ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ホ 財産処分等に関する規則がある場合は、その事項
- ヘ 永代使用料（入壇志納金）に関する事項

- ト その他必要と認める事項
- 二 墓地使用（祭祀）者の調査
 - イ 墓地使用者の画地ごとに、墓地管理者等から墓地の使用（祭祀）者の氏名、住所等について聴き取りする。この場合において、墓地の使用者から維持・管理の委任を受けている者がいるとき又は墓地使用名義人と現実の使用者（祭祀を主宰する者）が異なっている場合には、その原因と受任者、承継人等の氏名及び住所を調査する。
 - ロ それぞれの墓地の画地については、前号の調査を基に墓地管理者と協議し、墓地の使用（祭祀）者を確認する。
- 三 墓地使用（祭祀）者単位の霊名簿（過去帳）の調査
 - 前2号で確定した墓地使用（祭祀）者（未確認のものを含む。）を単位として、墓地管理者が管理する霊名簿（過去帳）及び墓地使用（祭祀）者から次に掲げる事項を聴き取りする。
 - イ 法名（戒名）
 - ロ 俗名、性別及び享年
 - ハ 死亡年月日
 - ニ 火葬、土葬の区分
 - ホ 墓地使用者単位の霊数
 - ヘ その他必要と認める事項

（土地利用履歴等の調査）

第4.8条 土地利用履歴等の調査は、取得又は使用の対象となる土地に係る土壤汚染状況調査の実施の可否を判定するため、土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領（平成24年3月30日付け国土用第53号土地・建設産業局地価調査課長通知（以下「土地利用履歴等調査要領」という。））により行うものとする。

第2節 調査書等の作成

（転写連続図の作成）

第4.9条 転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図（以下「転写連続図」という。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

- 一 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線
- 二 第4.4条で調査した登記名義人の氏名等
- 三 土地の登記記録に記録された権利部に記載されている権利者並びに地目及び地積
- 四 管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名

（調査書の作成）

第5.0条 第4.3条から第4.7条までに調査した事項については、地図写（様式第3号）、土地の登記記録一覧表（様式第4号）、土地調査表（様式第5号）、建物の登記記録一覧表（様式第6号）、戸籍簿等調査表（様式第7号）、相続関係説明図（様式第8号）、墓地管理者調査表（様式第9.2号）及び墓地使用（祭祀）者調査表（様式第9.3号）に所定の事項を記載するものとする。

- ト その他必要と認める事項
- 二 墓地使用（祭祀）者の調査
 - イ 墓地使用者の画地ごとに、墓地管理者等から墓地の使用（祭祀）者の氏名、住所等について聴き取りする。この場合において、墓地の使用者から維持・管理の委任を受けている者がいるとき又は墓地使用名義人と現実の使用者（祭祀を主宰する者）が異なっている場合には、その原因と受任者、承継人等の氏名及び住所を調査する。
 - ロ それぞれの墓地の画地については、前号の調査を基に墓地管理者と協議し、墓地の使用（祭祀）者を確認する。
- 三 墓地使用（祭祀）者単位の霊名簿（過去帳）の調査
 - 前2号で確定した墓地使用（祭祀）者（未確認のものを含む。）を単位として、墓地管理者が管理する霊名簿（過去帳）及び墓地使用（祭祀）者から次に掲げる事項を聴き取りする。
 - イ 法名（戒名）
 - ロ 俗名、性別及び享年
 - ハ 死亡年月日
 - ニ 火葬、土葬の区分
 - ホ 墓地使用者単位の霊数
 - ヘ その他必要と認める事項

（土地利用履歴等の調査）

第4.7条 土地利用履歴等の調査は、取得又は使用の対象となる土地に係る土壤汚染状況調査の実施の可否を判定するため、土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領（平成24年3月30日付け国土用第53号土地・建設産業局地価調査課長通知（以下「土地利用履歴等調査要領」という。））により行うものとする。

第2節 調査書等の作成

（転写連続図の作成）

第4.8条 転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図（以下「転写連続図」という。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

- 一 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線
- 二 第4.3条で調査した登記名義人の氏名等
- 三 土地の登記記録に記録された権利部に記載されている権利者並びに地目及び地積
- 四 管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名

（調査書の作成）

第4.9条 第4.2条から第4.6条までに調査した事項については、地図写（様式第3号）、土地の登記記録一覧表（様式第4号）、土地調査表（様式第5号）、建物の登記記録一覧表（様式第6号）、戸籍簿等調査表（様式第7号）、相続関係説明図（様式第8号）、墓地管理者調査表（様式第9.2号）及び墓地使用（祭祀）者調査表（様式第9.3号）に所定の事項を記載するものとする。

- 2 前項の各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。
- 3 土地利用履歴等の調査表は、第4.8条の調査結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。

第4章 用地測量

第1節 境界確認

(公共用地境界の打合せ)

第5.1条 調査区域に公共物管理者等が管理する土地が存するときは、部局長又は個公共物管理者等と公共用地境界確定(境界確認を含む。)の方法について調査職員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

(資料の作成及び立会い)

第5.2条 前条の打合せの結果を調査職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。

- 2 公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助するものとする。
- 3 前条の打合せの結果、第4.9条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第5.7条第2項に準じた同意を取りつけるものとする。

(境界確定後の図書の作成)

第5.3条 前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行うものとする。

(立会い準備)

第5.4条 受注者は、調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で第5.6条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第4.3条から第4.7条までの調査結果を基に第5.0条に定める土地の登記記録一覧表に準じて作成しなければならない。

- 2 受注者は、前項の権利者一覧表の作成が完了したときは、調査職員と立会い日時、具体の作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行わなければならない。

- 2 前項の各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。
- 3 土地利用履歴等の調査表は、第4.7条の調査結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。

第4章 用地測量

第1節 境界確認

(公共用地境界の打合せ)

第5.0条 調査区域に公共物管理者等が管理する土地が存するときは、部局長又は個公共物管理者等と公共用地境界確定(境界確認を含む。)の方法について調査職員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

(資料の作成及び立会い)

第5.1条 前条の打合せの結果を調査職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。

- 2 公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助するものとする。
- 3 前条の打合せの結果、第4.8条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第5.6条第2項に準じた同意を取りつけるものとする。

(境界確定後の図書の作成)

第5.2条 前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行うものとする。

(立会い準備)

第5.3条 受注者は、調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で第5.5条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第4.2条から第4.6条までの調査結果を基に第4.9条に定める土地の登記記録一覧表に準じて作成しなければならない。

- 2 受注者は、前項の権利者一覧表の作成が完了したときは、調査職員と立会い日時、具体の作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行わなければならない。

(復元測量)

第5.5条 受注者は、境界確認に先立ち境界を確定するうえで、不動産登記法第14条地図、地積測量図、地役権図面等に基づき境界杭を確認又は復元しなければならないときは、調査職員に協議を行い、香川県公共測量作業規程の定めるところにより実施するものとする。

(境界立会いの画地及び範囲)

第5.6条 境界立会いの画地及び範囲は、香川県公共測量作業規程に定めるところによるほか、1筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、不動産登記事務取扱手続準則(平成17年2月25日民二第456号法務省民事局長通達)第6.9条及び第7.0条に定める地目の区分による現況の地目ごとの画地とする。また、調査区域内の土地の隣接土地等のうち調査職員が必要であると指示した画地についても対象とするものとする。

(境界立会い)

第5.7条 受注者は、前条の境界立会いの範囲について、調査職員の指示により、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行わなければならない。

- 一 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得ること。
 - 二 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。
 - 三 前号の作業によって表示した境界点が関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭(プラスチック杭を含む。)又は金属鋸(頭部径15mm)等容易に移動できない標識を設置するものとする。
 - 四 前各号で確認した境界点について、原則として、白色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。
- 2 受注者は、前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界立会確認書(様式第14号)に確認のための署名押印を求めなければならない。ただし、押印を得られない者については、署名で足りるものとする。
- 3 受注者は、第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当するものは、その事由等を整理し調査職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
- 一 関連する権利者全員の同意が得られないもの
 - 二 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの
 - 三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき。

第2節 境界測量

(用地測量の基準点)

第5.8条 受注者は、用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途調査職員が指示する基準点測量の成果(基準点網図、測点座標値等)を基に検測

(復元測量)

第5.4条 受注者は、境界確認に先立ち境界を確定するうえで、不動産登記法第14条地図、地積測量図、地役権図面等に基づき境界杭を確認又は復元しなければならないときは、調査職員に協議を行い、香川県公共測量作業規程の定めるところにより実施するものとする。

(境界立会いの画地及び範囲)

第5.5条 境界立会いの画地及び範囲は、香川県公共測量作業規程に定めるところによるほか、1筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、不動産登記事務取扱手続準則(平成17年2月25日民二第456号法務省民事局長通達)第6.8条及び第6.9条に定める地目の区分による現況の地目ごとの画地とする。また、調査区域内の土地の隣接土地等のうち調査職員が必要であると指示した画地についても対象とするものとする。

(境界立会い)

第5.6条 受注者は、前条の境界立会いの範囲について、調査職員の指示により、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行わなければならない。

- 一 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得ること。
 - 二 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。
 - 三 前号の作業によって表示した境界点が関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭(プラスチック杭を含む。)又は金属鋸(頭部径15mm)等容易に移動できない標識を設置するものとする。
 - 四 前各号で確認した境界点について、原則として、白色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。
- 2 受注者は、前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界立会確認書(様式第14号)に確認のための署名押印を求めなければならない。ただし、押印を得られない者については、署名で足りるものとする。
- 3 受注者は、第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当するものは、その事由等を整理し調査職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
- 一 関連する権利者全員の同意が得られないもの
 - 二 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの
 - 三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき。

第2節 境界測量

(用地測量の基準点)

第5.7条 受注者は、用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途調査職員が指示する基準点測量の成果(基準点網図、測点座標値等)を基に検測

して使用しなければならない。

- 2 受注者は、前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには調査職員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について調査職員と協議し、その指示を受けなければならない。

(境界測量)

第5.9条 受注者は、各境界点の測量を行うに当たっては、香川県公共測量作業規程に定めるところによるほか、土地の実測平面図の作成に必要な建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。

- 2 各境界点等は、連番を付するものとする。

(準拠点の設置)

第6.0条 受注者は、測量区域内において、用地幅杭との相互関係を明らかにするための埋設標（以下「準拠点」という。）を次の各号により設置しなければならない。ただし、起業地外に永続性のある工作物（境界標、非木造建物、記念碑等）が存し用地幅杭との相互関係を明らかにできる場合は、これら工作物を準拠点とすることができる。

- 一 準拠点は、各用地幅杭との距離が概ね5.0m以内になるように設置しなければならない。
 - 二 準拠点は、境界点等が容易に復元でき、かつ、将来滅失し、又は毀損される恐れのない位置に設置しなければならない。
 - 三 準拠点は、金属鈹（頭部径7.5mm、しんちゅう製）を埋設したコンクリート杭（12cm×12cm×9.0cm）を設置するものとする。ただし、コンクリート杭の埋設が適切でない箇所は、金属鈹により設置することができる。
 - 四 金属鈹には、準拠点番号（香川県準拠点No.○○）を表示するものとする。
 - 五 準拠点の測量精度は、4級基準点測量に準ずるものとする。
- 2 準拠点は、基準点測量に準じた方法により平面直角座標系（平成14年1月10日国土交通省告示第9号「測量法第11条第1号に定める測量基準のうち位置についての平面直角座標を指定」）の平面直角座標値を求め、中心線の測点ごとの用地幅杭に係る平面直角座標値とともに実測平面図の空欄に記入するものとする。
 - 3 用地幅杭設置までにおいて、基準点測量が実施されていない場合は、前号に定める位置の表示は、任意の座標系によることのできるものとする。

(用地境界仮杭の設置)

第6.1条 受注者は、調査職員の指示があった場合で、境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づき香川県公共測量作業規程に定める方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行わなければならない。

- 一 原則として、関連する権利者の立会いのうえ行う。
- 二 用地境界仮杭は、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鈹（頭部径15mm）等のものとする。

して使用しなければならない。

- 2 受注者は、前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには調査職員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について調査職員と協議し、その指示を受けなければならない。

(境界測量)

第5.8条 受注者は、各境界点の測量を行うに当たっては、香川県公共測量作業規程に定めるところによるほか、土地の実測平面図の作成に必要な建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。

- 2 各境界点等は、連番を付するものとする。

(準拠点の設置)

第5.9条 受注者は、測量区域内において、用地幅杭との相互関係を明らかにするための埋設標（以下「準拠点」という。）を次の各号により設置しなければならない。ただし、起業地外に永続性のある工作物（境界標、非木造建物、記念碑等）が存し用地幅杭との相互関係を明らかにできる場合は、これら工作物を準拠点とすることができる。

- 一 準拠点は、各用地幅杭との距離が概ね5.0m以内になるように設置しなければならない。
 - 二 準拠点は、境界点等が容易に復元でき、かつ、将来滅失し、又は毀損される恐れのない位置に設置しなければならない。
 - 三 準拠点は、金属鈹（頭部径7.5mm、しんちゅう製）を埋設したコンクリート杭（12cm×12cm×9.0cm）を設置するものとする。ただし、コンクリート杭の埋設が適切でない箇所は、金属鈹により設置することができる。
 - 四 金属鈹には、準拠点番号（香川県準拠点No.○○）を表示するものとする。
 - 五 準拠点の測量精度は、4級基準点測量に準ずるものとする。
- 2 準拠点は、基準点測量に準じた方法により平面直角座標系（平成14年1月10日国土交通省告示第9号「測量法第11条第1号に定める測量基準のうち位置についての平面直角座標を指定」）の平面直角座標値を求め、中心線の測点ごとの用地幅杭に係る平面直角座標値とともに実測平面図の空欄に記入するものとする。
 - 3 用地幅杭設置までにおいて、基準点測量が実施されていない場合は、前号に定める位置の表示は、任意の座標系によることのできるものとする。

(用地境界仮杭の設置)

第6.0条 受注者は、調査職員の指示があった場合で、境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づき香川県公共測量作業規程に定める方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行わなければならない。

- 一 原則として、関連する権利者の立会いのうえ行う。
- 二 用地境界仮杭は、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鈹（頭部径15mm）等のものとする。

三 用地境界仮杭には、原則として、黄色のペイントで着色とする。

2 受注者は、前項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり設置が困難なときには、その理由を整理し調査職員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは、調査職員の指示を受け用地境界仮杭の控杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させうえて、用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

(境界点間測量)

第6.2条 受注者は、境界測量等において隣接する境界点間の距離を、香川県公共測量作業規程に定める方法を用いて測定し精度を確認しなければならない。

第3節 面積計算の範囲等

(面積計算の範囲等)

第6.3条 面積計算の範囲等は、第5.6条に定める画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- 一 画地のすべてが取得等の予定線の内に存するときは、その画地面積
- 二 画地が取得等の予定線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対象となる土地以外の土地（残地）の面積
- 三 土地の面積は、1筆ごとに次の方法により求めるものとする。
 - イ 1筆の土地に異なる現況地目があるときは、1筆の土地の総面積を求めたうえ、評価格の高い地目の土地面積から順次差し引いて面積を求めるものとし、同一の地目の土地に異なる権利者があるときは、その権利者ごとにそれぞれ面積を求めるものとする。
 - ロ 1筆の土地が取得等の区域線にまたがるため分筆を必要とする場合において、当該土地に異なる地目又は権利者があるときは、前記イを準用するものとする。
- 四 前各号によらない場合については、調査職員の指示による。

2 面積計算を終了したときは、第5.0条に定める土地調査表の現況調査欄に取得用地の地目及び面積を記入するものとする。この場合において記入する地目は、第5.6条に定める地目ごとに区分して記入し、面積は1平方メートルの100分の1を単位とする。

第4節 土地の実測平面図等の作成

(土地の実測平面図の作成)

第6.4条 受注者は、土地の実測平面図等の作成に当たっては、香川県公共測量作業規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。

なお、表示記号等については、別記3実測平面図表示記号によるものとする。

- 一 土地の実測平面図は、次の事項及び調査職員が指示する事項をポリエステルフィルムに記入する。

三 用地境界仮杭には、原則として、黄色のペイントで着色とする。

2 受注者は、前項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり設置が困難なときには、その理由を整理し調査職員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは、調査職員の指示を受け用地境界仮杭の控杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させうえて、用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

(境界点間測量)

第6.1条 受注者は、境界測量等において隣接する境界点間の距離を、香川県公共測量作業規程に定める方法を用いて測定し精度を確認しなければならない。

第3節 面積計算の範囲等

(面積計算の範囲等)

第6.2条 面積計算の範囲等は、第5.5条に定める画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- 一 画地のすべてが取得等の予定線の内に存するときは、その画地面積
- 二 画地が取得等の予定線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対象となる土地以外の土地（残地）の面積
- 三 土地の面積は、1筆ごとに次の方法により求めるものとする。
 - イ 1筆の土地に異なる現況地目があるときは、1筆の土地の総面積を求めたうえ、評価格の高い地目の土地面積から順次差し引いて面積を求めるものとし、同一の地目の土地に異なる権利者があるときは、その権利者ごとにそれぞれ面積を求めるものとする。
 - ロ 1筆の土地が取得等の区域線にまたがるため分筆を必要とする場合において、当該土地に異なる地目又は権利者があるときは、前記イを準用するものとする。
- 四 前各号によらない場合については、調査職員の指示による。

2 面積計算を終了したときは、第4.9条に定める土地調査表の現況調査欄に取得用地の地目及び面積を記入するものとする。この場合において記入する地目は、第5.5条に定める地目ごとに区分して記入し、面積は1平方メートルの100分の1を単位とする。

第4節 土地の実測平面図等の作成

(土地の実測平面図の作成)

第6.3条 受注者は、土地の実測平面図等の作成に当たっては、香川県公共測量作業規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。

なお、表示記号等については、別記3実測平面図表示記号によるものとする。

- 一 土地の実測平面図は、次の事項及び調査職員が指示する事項をポリエステルフィルムに記入する。

- イ 補助基準点、準拠点及び中心杭の位置、番号及び座標値
- ロ 受注者及び用地測量に従事した者の記名押印
- ハ 道路名及び水路名
- ニ 建物及び主要な工作物
- ホ その他

二 土地の実測平面図の縮尺は、縮尺500分の1（土地が市街地にあるとき等にあつては、調査職員の指示により縮尺250分の1とすることができる。）とする。

三 土地の実測平面図は、左を起点側、右を終点側とし、数葉にわたるときは、一筆の土地が2葉にまたがらないこととし、右上に番号を付すとともに、当該図面がどの位置に存するかを示す表示図を記載するものとする。

（土地の用地平面図の作成等）

第6.5条 受注者は、土地の用地平面図をポリエステルフィルムに黒色のインク（ただし、取得等の予定線は朱色とする。）で透写し、実測平面図各葉について連続させた土地の用地平面図を作成するものとする。ただし、補助基準点、境界辺長及び座標値は表示しないものとする。

（永久境界杭埋設）

第6.6条 受注者は、調査職員からの指示があつた場合は、用地幅杭及び用地境界仮杭に換えて永久境界杭を次の各号により埋設しなければならない。

- 一 永久境界杭は、コンクリート杭（12cm×12cm×90cm）を埋設するものとする。
- 二 軟弱地盤等の地質の悪い箇所に埋設する場合は、12cm×12cm×120cmのコンクリート杭を埋設するものとする。
- 三 永久境界杭の埋設にあつては、香川県公共測量作業規程に定める方法により埋設しなければならない。

第5章 土地評価

（土地評価）

第6.7条 土地評価とは、取得等する土地（残地等に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。）の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

（土地評価の基準）

第6.8条 受注者は、土地評価を行うに当たっては、基準等及び土地評価事務処理細則（昭和62年1月8日建設省経整発第3号）に定めるもののほか、本章及び別記4土地評価業務要領に定めるところに基づき実施するものとする。

- イ 補助基準点、準拠点及び中心杭の位置、番号及び座標値
- ロ 受注者及び用地測量に従事した者の記名押印
- ハ 道路名及び水路名
- ニ 建物及び主要な工作物
- ホ その他

二 土地の実測平面図の縮尺は、縮尺500分の1（土地が市街地にあるとき等にあつては、調査職員の指示により縮尺250分の1とすることができる。）とする。

三 土地の実測平面図は、左を起点側、右を終点側とし、数葉にわたるときは、一筆の土地が2葉にまたがらないこととし、右上に番号を付すとともに、当該図面がどの位置に存するかを示す表示図を記載するものとする。

（土地の用地平面図の作成等）

第6.4条 受注者は、土地の用地平面図をポリエステルフィルムに黒色のインク（ただし、取得等の予定線は朱色とする。）で透写し、実測平面図各葉について連続させた土地の用地平面図を作成するものとする。ただし、補助基準点、境界辺長及び座標値は表示しないものとする。

（永久境界杭埋設）

第6.5条 受注者は、調査職員からの指示があつた場合は、用地幅杭及び用地境界仮杭に換えて永久境界杭を次の各号により埋設しなければならない。

- 一 永久境界杭は、コンクリート杭（12cm×12cm×90cm）を埋設するものとする。
- 二 軟弱地盤等の地質の悪い箇所に埋設する場合は、12cm×12cm×120cmのコンクリート杭を埋設するものとする。
- 三 永久境界杭の埋設にあつては、香川県公共測量作業規程に定める方法により埋設しなければならない。

第5章 土地評価

（土地評価）

第6.6条 土地評価とは、取得等する土地（残地等に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。）の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

（土地評価の基準）

第6.7条 受注者は、土地評価を行うに当たっては、基準等及び土地評価事務処理細則（昭和62年1月8日建設省経整発第3号）に定めるもののほか、本章及び別記4土地評価業務要領に定めるところに基づき実施するものとする。

(現地踏査及び資料作成)

第6.9条 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

一 同一状況地域区分図

同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。

イ 起業地の範囲、同一状況地域の範囲、基準運用第2第3項(1)に規定する標準地及び用途的地域の名称

ロ 鉄道駅、バス停留所等の交通施設

ハ 学校、官公署等の公共施設、病院等の医療施設、銀行、スーパーマーケット等の商業施設

ニ 幹線道路の種別及び幅員

ホ 都市計画の内容、建築物の面積・高さ等に関する基準

ヘ 行政区画、大字及び字の境界

ト 取引事例地

チ 地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条により公示された標準地(以下「公示地」という。)又は国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第9条第5項により周知された基準地(以下「基準地」という。)

二 取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、土地評価事務処理細則第5条に基づき収集し、おおむね次の事項を整理のうえ、調査表を作成する。

イ 土地の所在、地番及び住居表示

ロ 土地の登記記録記載の地目及び面積並びに現在の土地の利用状況

ハ 周辺地域の状況

ニ 土地に物件がある場合は、その種別、構造、数量等

ホ 売主及び買主の氏名等及び住所等並びに取引の目的及び事情(取引に当たって特段の事情がある場合はその内容を含む。)

ヘ 取引年月日、取引価格等

ト 取引事例地の画地条件(間口、奥行、前面道路との接面状況等)及び図面(縮尺100分の1から500分の1程度)

三 収益事例調査表及び造成事例調査表

収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理のうえ作成する。

四 用途的地域の判定及び同一状況地域の区分の理由を明らかにした書面

五 地域要因及び個別的要因の格差認定基準表

格差認定基準表とは、土地価格比準表を適用するに当たり、土地価格比準表の定める要因中の細項目に係る格差率適用の判断を行うに当たり基準となるものをいう。

六 公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事

(現地踏査及び資料作成)

第6.8条 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

一 同一状況地域区分図

同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。

イ 起業地の範囲、同一状況地域の範囲、基準運用第2第3項(1)に規定する標準地及び用途的地域の名称

ロ 鉄道駅、バス停留所等の交通施設

ハ 学校、官公署等の公共施設、病院等の医療施設、銀行、スーパーマーケット等の商業施設

ニ 幹線道路の種別及び幅員

ホ 都市計画の内容、建築物の面積・高さ等に関する基準

ヘ 行政区画、大字及び字の境界

ト 取引事例地

チ 地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条により公示された標準地(以下「公示地」という。)又は国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第9条第5項により周知された基準地(以下「基準地」という。)

二 取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、土地評価事務処理細則第5条に基づき収集し、おおむね次の事項を整理のうえ、調査表を作成する。

イ 土地の所在、地番及び住居表示

ロ 土地の登記記録記載の地目及び面積並びに現在の土地の利用状況

ハ 周辺地域の状況

ニ 土地に物件がある場合は、その種別、構造、数量等

ホ 売主及び買主の氏名等及び住所等並びに取引の目的及び事情(取引に当たって特段の事情がある場合はその内容を含む。)

ヘ 取引年月日、取引価格等

ト 取引事例地の画地条件(間口、奥行、前面道路との接面状況等)及び図面(縮尺100分の1から500分の1程度)

三 収益事例調査表及び造成事例調査表

収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理のうえ作成する。

四 用途的地域の判定及び同一状況地域の区分の理由を明らかにした書面

五 地域要因及び個別的要因の格差認定基準表

格差認定基準表とは、土地価格比準表を適用するに当たり、土地価格比準表の定める要因中の細項目に係る格差率適用の判断を行うに当たり基準となるものをいう。

六 公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事

項について調査表を作成する。

(標準地の選定及び標準地調査書の作成)

第7.0条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

2 標準地調査書は、前条第2号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記のうえ作成するものとする。

(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)

第7.1条 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第6.8条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2 取得等する土地の評価は、前項で決定した標準地の価格を基に行うものとし、標準地との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成するものとする。

3 前2項の評価額は、調査職員が指示する図面に記載するものとする。

(残地等に関する損失の補償額の算定)

第7.2条 残地又は残借地に関する損失の補償額は、調査職員の指示により、基準第5.7条及び基準運用第4.3に定めるところにより算定し、残地（又は残借地）補償額算定調査書を作成するものとする。

第6章 建物等の調査

第1節 調査

(建物等の調査)

第7.3条 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

(建物等の配置等)

第7.4条 次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一面の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものとする。

- 一 建物、工作物及び立竹木の位置
- 二 敷地と土地の取得等の予定線の位置
- 三 敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等
- 四 その他配置図作成に必要な事項

2 建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、調査職員から調査の実施範囲について指示を受

項について調査表を作成する。

(標準地の選定及び標準地調査書の作成)

第6.9条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

2 標準地調査書は、前条第2号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記のうえ作成するものとする。

(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)

第7.0条 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第6.7条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2 取得等する土地の評価は、前項で決定した標準地の価格を基に行うものとし、標準地との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成するものとする。

3 前2項の評価額は、調査職員が指示する図面に記載するものとする。

(残地等に関する損失の補償額の算定)

第7.1条 残地又は残借地に関する損失の補償額は、調査職員の指示により、基準第5.7条及び基準運用第4.3に定めるところにより算定し、残地（又は残借地）補償額算定調査書を作成するものとする。

第6章 建物等の調査

第1節 調査

(建物等の調査)

第7.2条 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

(建物等の配置等)

第7.3条 次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一面の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものとする。

- 一 建物、工作物及び立竹木の位置
- 二 敷地と土地の取得等の予定線の位置
- 三 敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等
- 四 その他配置図作成に必要な事項

2 建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、調査職員から調査の実施範囲について指示を受

けるものとする。

(法令適合性の調査)

第7.5条 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき基準第30条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要な法令に係る適合状況を調査するものとする。この場合において、調査対象法令については調査職員と協議するものとする。

- 一 調査時
- 二 建設時又は大規模な増改築時

(木造建物)

第7.6条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物移転料算定要領（平成28年3月11日付け国土用第76号土地・建設産業局総務課長通知（以下「建物要領」という。））別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うほか、別記5木造建物調査算定要領により行うものとする。

- 2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領及び別記5木造建物調査算定要領（以下「木造建物要領等」という。）を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。
- 3 前2項の実施に当たっては、基準要領第7条に規定する補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

(木造特殊建物)

第7.7条 木造特殊建物の調査は、前条第2項及び第3項を準用するものとする。

(非木造建物)

第7.8条 非木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物要領別添二非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うほか、別記6非木造建物調査算定要領により行うものとする。

- 2 非木造建物〔Ⅱ〕の調査は、非木造建物要領及び別記6非木造建物調査算定要領（以下「非木造建物要領等」という。）を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

(機械設備)

第7.9条 機械設備の調査は、機械設備調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第48号土地・建設産業局地価調査課長通知（以下「機械設備要領」という。））により行うものとする。

(生産設備)

第8.0条 生産設備の調査は、次の各号について行うほか、別記7工作物調査算定要領（以下「工作物要領」という。）により行うものとする。

なお、生産設備のうち、その一部が機械設備要領第3条第1項に規定する「機器等」に合致するものである場合は、機械設備要領に準じて調査を行うものとする。

けるものとする。

(法令適合性の調査)

第7.4条 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき基準第30条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要な法令に係る適合状況を調査するものとする。この場合において、調査対象法令については調査職員と協議するものとする。

- 一 調査時
- 二 建設時又は大規模な増改築時

(木造建物)

第7.5条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物移転料算定要領（平成28年3月11日付け国土用第76号土地・建設産業局総務課長通知（以下「建物要領」という。））別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うほか、別記5木造建物調査算定要領により行うものとする。

- 2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領及び別記5木造建物調査算定要領（以下「木造建物要領等」という。）を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。
- 3 前2項の実施に当たっては、基準要領第7条に規定する補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

(木造特殊建物)

第7.6条 木造特殊建物の調査は、前条第2項及び第3項を準用するものとする。

(非木造建物)

第7.7条 非木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物要領別添二非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うほか、別記6非木造建物調査算定要領により行うものとする。

- 2 非木造建物〔Ⅱ〕の調査は、非木造建物要領及び別記6非木造建物調査算定要領（以下「非木造建物要領等」という。）を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

(機械設備)

第7.8条 機械設備の調査は、機械設備調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第48号土地・建設産業局地価調査課長通知（以下「機械設備要領」という。））により行うものとする。

(生産設備)

第7.9条 生産設備の調査は、次の各号について行うほか、別記7工作物調査算定要領（以下「工作物要領」という。）により行うものとする。

なお、生産設備のうち、その一部が機械設備要領第3条第1項に規定する「機器等」に合致するものである場合は、機械設備要領に準じて調査を行うものとする。

- 一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、平板測量等を行う。
- 二 種類（使用目的）
- 三 規模（形状及び寸法）、材質及び数量
- 四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあつては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
- 五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあつては、打席数又は収容台数等
- 六 当該設備の取得年月日及び耐用年数
- 七 その他補償額の算定に必要と認められる事項

（附帯工作物）

第8.1条 附帯工作物の調査は、附帯工作物調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第49号土地・建設産業局地価調査課長通知（以下「附帯工作物要領」という。））により行うほか、別記8附帯工作物調査算定要領により行うものとする。

（庭園）

第8.2条 庭園の調査は、次の各号について行うほか、工作物要領により行うものとする。

- 一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- 二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等
- 三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
- 四 その他補償額の算定に必要と認められる事項

（墳墓）

第8.3条 墳墓の調査は、次の各号について行うほか、別記10墳墓調査積算要領（以下「墳墓要領」という。）により行うものとする。

- 一 墓地の配置の状況、墓地使用者（以下「祭祀者」という。）ごとの画地及び通路等の配置の状況。配置の調査は、墓地管理者の立会いを得て平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- 二 墓地使用者ごとの墓石の形状、寸法、構造及び種類
- 三 墓地使用者ごとの墓誌等の形状、寸法及び種類
- 四 墓地使用者ごとのカロートの形状、寸法及び種類（石造又はコンクリート造）。不可視部分については、墓地使用者又は墓地管理者からその状況を聴取する。
- 五 墓地使用者ごとのその他の石積、困障、立竹木等の種類、形状、寸法及び数量
- 六 その他補償額の算定に必要と認められる事項

（立竹木）

第8.4条 立竹木の調査は、第9条第4号表3の区分ごとに次の各号により行うほか、別記9立竹木調査積算要領（以下「立竹木要領」という。）により行うものとする。

- 一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、平板測量等を行う。
- 二 種類（使用目的）
- 三 規模（形状及び寸法）、材質及び数量
- 四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあつては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
- 五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあつては、打席数又は収容台数等
- 六 当該設備の取得年月日及び耐用年数
- 七 その他補償額の算定に必要と認められる事項

（附帯工作物）

第8.0条 附帯工作物の調査は、附帯工作物調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第49号土地・建設産業局地価調査課長通知（以下「附帯工作物要領」という。））により行うほか、別記8附帯工作物調査算定要領により行うものとする。

（庭園）

第8.1条 庭園の調査は、次の各号について行うほか、工作物要領により行うものとする。

- 一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- 二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等
- 三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
- 四 その他補償額の算定に必要と認められる事項

（墳墓）

第8.2条 墳墓の調査は、次の各号について行うほか、別記10墳墓調査積算要領（以下「墳墓要領」という。）により行うものとする。

- 一 墓地の配置の状況、墓地使用者（以下「祭祀者」という。）ごとの画地及び通路等の配置の状況。配置の調査は、墓地管理者の立会いを得て平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- 二 墓地使用者ごとの墓石の形状、寸法、構造及び種類
- 三 墓地使用者ごとの墓誌等の形状、寸法及び種類
- 四 墓地使用者ごとのカロートの形状、寸法及び種類（石造又はコンクリート造）。不可視部分については、墓地使用者又は墓地管理者からその状況を聴取する。
- 五 墓地使用者ごとのその他の石積、困障、立竹木等の種類、形状、寸法及び数量
- 六 その他補償額の算定に必要と認められる事項

（立竹木）

第8.3条 立竹木の調査は、第9条第4号表3の区分ごとに次の各号により行うほか、別記9立竹木調査積算要領（以下「立竹木要領」という。）により行うものとする。

一 庭木等（観賞樹、効用樹及び風致木）の調査

- イ 権利者の画地ごとに立木の位置を調査する。当該画地の一部を取得等するときは、取得等する部分と残地の部分とに区分し、立木の位置を図面に表示するとともに番号（寄植及び連植であって同樹種、同寸法の場合は、同番号とする。）を付す。
- ロ 立木については、樹種名、根本周囲、胸高直径、枝幅、樹高、管理の状況等を調査する。
- ハ 観賞用竹（ほていちく、きんめいちく、なりひらたけ、かんちく等）については、5本程度を1株として、その位置をイの図面に表示するとともに番号を付す。
- ニ 芝、地被類、草花等については、植込みの面積を調査する。

二 用材林の調査

- イ 権利者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、胸高直径、林齢（又は植林年次）、人工林・天然生林の別、管理の状況等を調査する。
- ロ 調査職員から、標準地調査法により調査を実施する旨の指示があったときは、次により行う。
 - (1) 権利者ごとに、当該土地に植栽されている立木を樹種ごと一括して取り扱うことが相当と認められる区域を決定し、調査する。ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径級、配置、成育状況及び林齢（又は植栽年次）が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を調査し、区分する。
 - (2) (1)で定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）1、000平方メートル程度を定め、当該範囲内にある樹種名、胸高直径、本数及び林齢（又は植栽年次）の調査（以下「標準地調査」という。）を行う。
なお、(1)で定めた区域が5、000平方メートル程度以下の場合には、標準地の面積を当該区域面積の10パーセント程度をもって行う。

三 薪炭林の調査

前号の調査に準じて行う。

四 収穫樹及び特用樹の調査は、原則として、園栽培は面積調査、野立は毎木調査とし、樹種、樹齢（植込年次）及び管理の状況等の調査を行うものとする。

なお、同区域内に囲障、釣棚等の工作物が存するときは、これらの調査も行うものとする。

五 竹林の調査は、原則として、面積調査とし、品種、調査区域内の標準的な竹の幹周（女竹については長さ）の調査も行うものとする。

六 苗木（植木畑）の調査

権利者ごとに苗木（植木畑）として取り扱うことが相当と認められる区域を決定し、植栽されている苗木について、同樹種、同寸法のものごとに樹種名、根本周囲、胸高直径、枝幅、樹高、本数、及び樹齢（育生年数）等を調査する。

なお、同樹種同寸法のもので大規模に植栽されている場合には、第2号(2)の標準地調査の例により行うことができる。

七 その他の立木の調査

立木の存する位置、樹種等により前各号の調査に準じて行う

第2節 調査書等の作成

一 庭木等（観賞樹、効用樹及び風致木）の調査

- イ 権利者の画地ごとに立木の位置を調査する。当該画地の一部を取得等するときは、取得等する部分と残地の部分とに区分し、立木の位置を図面に表示するとともに番号（寄植及び連植であって同樹種、同寸法の場合は、同番号とする。）を付す。
- ロ 立木については、樹種名、根本周囲、胸高直径、枝幅、樹高、管理の状況等を調査する。
- ハ 観賞用竹（ほていちく、きんめいちく、なりひらたけ、かんちく等）については、5本程度を1株として、その位置をイの図面に表示するとともに番号を付す。
- ニ 芝、地被類、草花等については、植込みの面積を調査する。

二 用材林の調査

- イ 権利者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、胸高直径、林齢（又は植林年次）、人工林・天然生林の別、管理の状況等を調査する。
- ロ 調査職員から、標準地調査法により調査を実施する旨の指示があったときは、次により行う。
 - (1) 権利者ごとに、当該土地に植栽されている立木を樹種ごと一括して取り扱うことが相当と認められる区域を決定し、調査する。ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径級、配置、成育状況及び林齢（又は植栽年次）が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を調査し、区分する。
 - (2) (1)で定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）1、000平方メートル程度を定め、当該範囲内にある樹種名、胸高直径、本数及び林齢（又は植栽年次）の調査（以下「標準地調査」という。）を行う。
なお、(1)で定めた区域が5、000平方メートル程度以下の場合には、標準地の面積を当該区域面積の10パーセント程度をもって行う。

三 薪炭林の調査

前号の調査に準じて行う。

四 収穫樹及び特用樹の調査は、原則として、園栽培は面積調査、野立は毎木調査とし、樹種、樹齢（植込年次）及び管理の状況等の調査を行うものとする。

なお、同区域内に囲障、釣棚等の工作物が存するときは、これらの調査も行うものとする。

五 竹林の調査は、原則として、面積調査とし、品種、調査区域内の標準的な竹の幹周（女竹については長さ）の調査も行うものとする。

六 苗木（植木畑）の調査

権利者ごとに苗木（植木畑）として取り扱うことが相当と認められる区域を決定し、植栽されている苗木について、同樹種、同寸法のものごとに樹種名、根本周囲、胸高直径、枝幅、樹高、本数、及び樹齢（育生年数）等を調査する。

なお、同樹種同寸法のもので大規模に植栽されている場合には、第2号(2)の標準地調査の例により行うことができる。

七 その他の立木の調査

立木の存する位置、樹種等により前各号の調査に準じて行う

第2節 調査書等の作成

(建物等の配置図の作成)

第8.5条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

- 一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。
- 二 縮尺は、原則として、次の区分による。
 - イ 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木
100分の1又は200分の1
 - ロ 庭園、墳墓、庭木等
50分の1又は100分の1
- 三 用紙は、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）A列3判を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A列2判によることができる（以下この節において同じ。）。
- 四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。
- 五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。
- 六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。
ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を別に作成することができる。
- 七 図面中に次の事項を記入する。
 - イ 敷地面積
 - ロ 用途地域
 - ハ 建ぺい率
 - ニ 容積率
 - ホ 建築年月
 - ヘ 構造概要
 - ト 床面積（用途階層別の床面積及び建物延べ床面積）
 - チ 建築面積（建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める建築面積をいう。）

(法令に基づく施設改善)

第8.6条 第7.5条の調査結果を基に法令適合性調査書（様式第65号）を作成するものとする。

- 2 当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時においては法令に適合していない（このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。）と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載するものとする。
 - 一 法令名及び条項
 - 二 法令の規定に基づく施設の改善の内容

(木造建物)

第8.7条 木造建物の図面及び調査書は、第7.6条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領等により作成するものとする。
- 3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、前項に準じて作成するほか、次の各号

(建物等の配置図の作成)

第8.4条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

- 一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。
- 二 縮尺は、原則として、次の区分による。
 - イ 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木
100分の1又は200分の1
 - ロ 庭園、墳墓、庭木等
50分の1又は100分の1
- 三 用紙は、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）A列3判を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A列2判によることができる（以下この節において同じ。）。
- 四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。
- 五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。
- 六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。
ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を別に作成することができる。
- 七 図面中に次の事項を記入する。
 - イ 敷地面積
 - ロ 用途地域
 - ハ 建ぺい率
 - ニ 容積率
 - ホ 建築年月
 - ヘ 構造概要
 - ト 床面積（用途階層別の床面積及び建物延べ床面積）
 - チ 建築面積（建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める建築面積をいう。）

(法令に基づく施設改善)

第8.5条 第7.4条の調査結果を基に法令適合性調査書（様式第65号）を作成するものとする。

- 2 当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時においては法令に適合していない（このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。）と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載するものとする。
 - 一 法令名及び条項
 - 二 法令の規定に基づく施設の改善の内容

(木造建物)

第8.6条 木造建物の図面及び調査書は、第7.5条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領等により作成するものとする。
- 3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、前項に準じて作成するほか、次の各号

の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
- 二 床伏図（縮尺100分の1）
- 三 軸組図（縮尺100分の1）
- 四 小屋伏図（縮尺100分の1）

（木造特殊建物）

第8.8条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第7.7条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、木造建物要領等を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
- 二 床伏図（縮尺100分の1）
- 三 軸組図（縮尺100分の1）
- 四 小屋伏図（縮尺100分の1）
- 五 断面図（矩計図）（縮尺50分の1）
- 六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）

3 調査書は、木造建物要領等に準じ、次の各号により作成するものとする。

- 一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。
- 二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

（非木造建物）

第8.9条 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第7.8条第1項の調査結果を基に非木造建物要領等により作成するものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第7.8条第2項の調査結果を基に非木造建物要領等を準用して作成するものとする。

（機械設備）

第9.0条 機械設備の図面及び調査書は、第7.9条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

（生産設備）

第9.1条 生産設備の調査書は、第8.0条の調査結果を基に工作物要領により作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要な平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

（附帯工作物）

第9.2条 附帯工作物の図面及び調査書は、第8.1条の調査結果を基に附帯工作物要領及び別記8附帯工作物調査算定要領（以下「附帯工作物要領等」という。）により作成するものとする。

の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
- 二 床伏図（縮尺100分の1）
- 三 軸組図（縮尺100分の1）
- 四 小屋伏図（縮尺100分の1）

（木造特殊建物）

第8.7条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第7.6条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、木造建物要領等を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
- 二 床伏図（縮尺100分の1）
- 三 軸組図（縮尺100分の1）
- 四 小屋伏図（縮尺100分の1）
- 五 断面図（矩計図）（縮尺50分の1）
- 六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）

3 調査書は、木造建物要領等に準じ、次の各号により作成するものとする。

- 一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。
- 二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

（非木造建物）

第8.8条 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第7.7条第1項の調査結果を基に非木造建物要領等により作成するものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第7.7条第2項の調査結果を基に非木造建物要領等を準用して作成するものとする。

（機械設備）

第8.9条 機械設備の図面及び調査書は、第7.8条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

（生産設備）

第9.0条 生産設備の調査書は、第7.9条の調査結果を基に工作物要領により作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要な平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

（附帯工作物）

第9.1条 附帯工作物の図面及び調査書は、第8.0条の調査結果を基に附帯工作物要領及び別記8附帯工作物調査算定要領（以下「附帯工作物要領等」という。）により作成するものとする。

(庭園)

第9.3条 庭園の調査書は、第8.2条の調査結果を基に工作物要領及び立竹木要領を準用して作成するとともに、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を算出するものとする。

(墳墓)

第9.4条 墳墓の図面及び調査書は、第8.3条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 図面は、次の各号により作成するものとする。
 - 一 墓地使用者ごとの画地及び通路等の区分を明確にする。
 - 二 墓地使用者の画地ごとに番号を付す。
 - 三 土地の取得等の予定線を記入する。
- 3 調査書は、墳墓要領により作成するものとする。

(立竹木)

第9.5条 立竹木の図面及び調査書は、第8.4条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 第8.4条において標準地調査を行った場合の図面には、次の各号の事項を記載するものとする。
 - 一 標準地の位置及び面積
 - 二 標準地を基準として樹木数量等を決定した範囲及び面積
- 3 調査書は、立竹木要領により作成するものとする。

第3節 算定

(移転先の検討)

第9.6条 建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先とすることの検討を行う場合（第10章移転工法案の検討に該当するものを除く。）には、残地が建物等の移転先として基準運用第16第1項（4）第1号から第4号までの要件に該当するか否かの検討をするものとする。

2 前項の検討に当たり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定建築費は、概算額によるものとし、平面図及び立面図はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。

なお、調査職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。

3 第1項の検討に当たり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、調査職員から教示を得るものとする。

4 第1項及び第2項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、第8.5条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)

第9.7条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損

(庭園)

第9.2条 庭園の調査書は、第8.1条の調査結果を基に工作物要領及び立竹木要領を準用して作成するとともに、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を算出するものとする。

(墳墓)

第9.3条 墳墓の図面及び調査書は、第8.2条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 図面は、次の各号により作成するものとする。
 - 一 墓地使用者ごとの画地及び通路等の区分を明確にする。
 - 二 墓地使用者の画地ごとに番号を付す。
 - 三 土地の取得等の予定線を記入する。
- 3 調査書は、墳墓要領により作成するものとする。

(立竹木)

第9.4条 立竹木の図面及び調査書は、第8.3条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 第8.3条において標準地調査を行った場合の図面には、次の各号の事項を記載するものとする。
 - 一 標準地の位置及び面積
 - 二 標準地を基準として樹木数量等を決定した範囲及び面積
- 3 調査書は、立竹木要領により作成するものとする。

第3節 算定

(移転先の検討)

第9.5条 建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先とすることの検討を行う場合（第10章移転工法案の検討に該当するものを除く。）には、残地が建物等の移転先として基準運用第16第1項（4）第1号から第4号までの要件に該当するか否かの検討をするものとする。

2 前項の検討に当たり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定建築費は、概算額によるものとし、平面図及び立面図はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。

なお、調査職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。

3 第1項の検討に当たり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、調査職員から教示を得るものとする。

4 第1項及び第2項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、第8.4条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)

第9.6条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損

失額の算定は、基準運用第16第3項の定めるところにより行うものとする

(木造建物)

第98条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第87条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔I〕については木造建物要領等により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔II〕及び木造建物〔III〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 木造建物の補償額の算定は、調査職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(木造特殊建物)

第99条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第88条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。

なお、その積算にあたっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 木造特殊建物の補償額の算定は、調査職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(非木造建物)

第100条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第89条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔I〕については非木造建物要領等により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、非木造建物〔II〕の推定再建築費の積算に当たっては、非木造建物要領第3条第3項に定めるところによるものとする。

2 非木造建物の補償額の算定は、調査職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(照応建物の詳細設計)

第101条 第96条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要な図面を作成するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第127号、第128号）
- 二 面積比較表（様式第129号）

(機械設備)

第102条 機械設備の補償額の算定は、第90条で作成した調査書等を基に機械設備要領により行うものとする。

なお、営業用（事業用）の機械設備については、復元費と再築費それぞれに営業補償等を加えた補償総額での経済比較を行ったうえで、移転工法を判定することとする。

失額の算定は、基準運用第16第3項の定めるところにより行うものとする

(木造建物)

第97条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第86条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔I〕については木造建物要領等により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔II〕及び木造建物〔III〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 木造建物の補償額の算定は、調査職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(木造特殊建物)

第98条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第87条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。

なお、その積算にあたっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 木造特殊建物の補償額の算定は、調査職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(非木造建物)

第99条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第88条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔I〕については非木造建物要領等により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、非木造建物〔II〕の推定再建築費の積算に当たっては、非木造建物要領第3条第3項に定めるところによるものとする。

2 非木造建物の補償額の算定は、調査職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(照応建物の詳細設計)

第100条 第95条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要な図面を作成するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第127号、第128号）
- 二 面積比較表（様式第129号）

(機械設備)

第101条 機械設備の補償額の算定は、第89条で作成した調査書等を基に機械設備要領により行うものとする。

なお、営業用（事業用）の機械設備については、復元費と再築費それぞれに営業補償等を加えた補償総額での経済比較を行ったうえで、移転工法を判定することとする。

(生産設備)

第103条 生産設備の補償額の算定は、第91条で作成した調査書等を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、工作物要領により行うものとする。

2 営業用(事業用)の生産設備については、復元費と再築費それぞれに営業補償等を加えた補償総額での経済比較を行ったうえで、移転工法を判定することとする。

(附帯工作物)

第104条 附帯工作物の補償額の算定は、第92条で作成した調査書等を基に当該附帯工作物の移設の可否及び適否についてを検討し、附帯工作物要領等により行うものとする。

(庭園)

第105条 庭園の補償額の算定は、第93条で作成した調査書等を基に当該庭園の再現方法等を検討し、工作物要領により行うものとする。

(墳墓)

第106条 墳墓の補償額の算定は、第94条で作成した調査書等を基に墳墓要領により行うものとする。

(立竹木)

第107条 立竹木の補償額の算定は、第95条で作成した調査書等を基に立竹木要領により行うものとする。

第7章 営業その他の調査

第1節 調査

(営業その他の調査)

第108条 営業その他の調査とは、営業、居住者及び動産に関する調査をいう。

(営業に関する調査)

第109条 受注者は、調査区域内にあつて移転対象となる権利(営業を行っている)者の営業実態により、別記11営業調査積算要領(以下「営業要領」という。)に基づき調査を行うとともに資料の提供を求めなければならない。

2 仮営業所に関する調査を指示されたときは、前項に規定するほか、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を調査職員に報告するものとする。

(生産設備)

第102条 生産設備の補償額の算定は、第90条で作成した調査書等を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、工作物要領により行うものとする。

2 営業用(事業用)の生産設備については、復元費と再築費それぞれに営業補償等を加えた補償総額での経済比較を行ったうえで、移転工法を判定することとする。

(附帯工作物)

第103条 附帯工作物の補償額の算定は、第91条で作成した調査書等を基に当該附帯工作物の移設の可否及び適否についてを検討し、附帯工作物要領等により行うものとする。

(庭園)

第104条 庭園の補償額の算定は、第92条で作成した調査書等を基に当該庭園の再現方法等を検討し、工作物要領により行うものとする。

(墳墓)

第105条 墳墓の補償額の算定は、第93条で作成した調査書等を基に墳墓要領により行うものとする。

(立竹木)

第106条 立竹木の補償額の算定は、第94条で作成した調査書等を基に立竹木要領により行うものとする。

第7章 営業その他の調査

第1節 調査

(営業その他の調査)

第107条 営業その他の調査とは、営業、居住者及び動産に関する調査をいう。

(営業に関する調査)

第108条 受注者は、調査区域内にあつて移転対象となる権利(営業を行っている)者の営業実態により、別記11営業調査積算要領(以下「営業要領」という。)に基づき調査を行うとともに資料の提供を求めなければならない。

2 仮営業所に関する調査を指示されたときは、前項に規定するほか、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を調査職員に報告するものとする。

- 一 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
- 二 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
- 三 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料

(居住者等に関する調査)

第110条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号によるほか、別記12居住者調査積算要領(以下「居住者要領」という。)により行うものとする。

- 一 氏名及び住所(建物番号及び室番号)
 - 二 居住者の家族構成(氏名及び生年月日)
 - 三 住居の占有面積及び使用の状況
 - 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
 - 五 貸家所有者については、所有する建物の各室毎の直近12か月分の家賃収入額
 - 六 その他必要と認められる事項
- 2 居住以外の目的で借家している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。
- 3 前2項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。

(動産に関する調査)

第111条 動産に関する調査は、世帯ごとに次の各号によるほか、別記13動産調査積算要領(以下「動産要領」という。)により行うものとする。

- 一 所有者の氏名等、住所等(建物番号及び室番号)
- 二 動産の所在地
- 三 住居又は店舗等の占有面積及び収容状況。ピアノ、美術品、金庫等で特別な取扱いを必要とするものについては、個別に調査する。
- 四 一般動産については、品目、形状、寸法、容量及び重量
- 五 その他必要と認める事項

第2節 調査書の作成

(調査書の作成)

第112条 前3条の調査に係る調査書は、営業要領、居住者要領及び動産要領に定めている各調査書に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

第3節 算定

(補償額の算定)

第113条 営業に関する補償額の算定は、調査職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、営業要領により行うものとする。

- 一 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
- 二 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
- 三 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料

(居住者等に関する調査)

第109条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号によるほか、別記12居住者調査積算要領(以下「居住者要領」という。)により行うものとする。

- 一 氏名及び住所(建物番号及び室番号)
 - 二 居住者の家族構成(氏名及び生年月日)
 - 三 住居の占有面積及び使用の状況
 - 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
 - 五 貸家所有者については、所有する建物の各室毎の直近12か月分の家賃収入額
 - 六 その他必要と認められる事項
- 2 居住以外の目的で借家している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。
- 3 前2項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。

(動産に関する調査)

第110条 動産に関する調査は、世帯ごとに次の各号によるほか、別記13動産調査積算要領(以下「動産要領」という。)により行うものとする。

- 一 所有者の氏名等、住所等(建物番号及び室番号)
- 二 動産の所在地
- 三 住居又は店舗等の占有面積及び収容状況。ピアノ、美術品、金庫等で特別な取扱いを必要とするものについては、個別に調査する。
- 四 一般動産については、品目、形状、寸法、容量及び重量
- 五 その他必要と認める事項

第2節 調査書の作成

(調査書の作成)

第111条 前3条の調査に係る調査書は、営業要領、居住者要領及び動産要領に定めている各調査書に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

第3節 算定

(補償額の算定)

第112条 営業に関する補償額の算定は、調査職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、営業要領により行うものとする。

- 2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について調査職員の指示を受けるものとする。
- 3 仮住居等補償、家賃減収補償、借家人補償及び移転雑費の補償額の積算は、居住者要領により行う。
- 4 動産移転料の算定は、動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。

第8章 消費税等調査

(消費税等に関する調査等)

第114条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第7号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

(調査)

第115条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

なお、次に掲げる資料のうち「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等の1つの資料により判定が可能であるときは、それ以外の資料を調査する必要はないものとする。

- 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
- 四 消費税簡易課税制度選択届出書
- 五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
- 六 消費税課税事業者選択届出書
- 七 消費税課税事業者選択不適用届出書
- 八 消費税課税事業者届出書
- 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- 十 法人設立届出書
- 十一 個人事業の開廃業等届出書
- 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- 十三 消費税課税事業者届出書（特定期間用）

- 2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について調査職員の指示を受けるものとする。
- 3 仮住居等補償、家賃減収補償、借家人補償及び移転雑費の補償額の積算は、居住者要領により行う。
- 4 動産移転料の算定は、動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。

第8章 消費税等調査

(消費税等に関する調査等)

第113条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第7号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

(調査)

第114条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

なお、次に掲げる資料のうち「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等の1つの資料により判定が可能であるときは、それ以外の資料を調査する必要はないものとする。

- 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
- 四 消費税簡易課税制度選択届出書
- 五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
- 六 消費税課税事業者選択届出書
- 七 消費税課税事業者選択不適用届出書
- 八 消費税課税事業者届出書
- 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- 十 法人設立届出書
- 十一 個人事業の開廃業等届出書
- 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- 十三 消費税課税事業者届出書（特定期間用）

十四 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）

十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書

十六 その他の資料

2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

（補償の要否の判定等）

第116条 消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「国土交通省の直轄の公共用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（平成26年3月26日付け国土用第149号土地・建設産業局地価調査課長通知）別添－5参考）により補償の要否を判定（課税売上割合の算定も含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第123号）を用いて作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不相当又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第9章 予備調査

第1節 調査

（予備調査）

第117条 予備調査とは、工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習所等で大規模なもの（以下「工場等」という。）の敷地が取得等の対象となる場合で、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められるもの等について、建物等の調査に先立ち当該工場等の企業内容、使用実態、土地の取得等に伴う建物等の影響の範囲及び想定される概略の移転計画（レイアウト）案の作成に必要な事項の調査を行うことをいう。

（企業内容等の調査）

第118条 予備調査に係る工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 名称、所在地及び代表者氏名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織
- 四 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場等との関係
- 五 財務状況
- 六 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 七 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）

十四 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）

十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書

十六 その他の資料

2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

（補償の要否の判定等）

第115条 消費税等に関する調査書は、第114条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「国土交通省の直轄の公共用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（平成26年3月26日付け国土用第149号土地・建設産業局地価調査課長通知）別添－5参考）により補償の要否を判定（課税売上割合の算定も含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第123号）を用いて作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不相当又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第9章 予備調査

第1節 調査

（予備調査）

第116条 予備調査とは、工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習所等で大規模なもの（以下「工場等」という。）の敷地が取得等の対象となる場合で、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められるもの等について、建物等の調査に先立ち当該工場等の企業内容、使用実態、土地の取得等に伴う建物等の影響の範囲及び想定される概略の移転計画（レイアウト）案の作成に必要な事項の調査を行うことをいう。

（企業内容等の調査）

第117条 予備調査に係る工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 名称、所在地及び代表者氏名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織
- 四 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場等との関係
- 五 財務状況
- 六 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 七 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）

八 その他移転計画案の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

第119条 予備調査に係る工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - イ 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
 - ロ 駐車場の位置及び収容可能台数
 - ハ 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに原材料・製品等の品目及び数量
 - ニ 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係
- 六 その他移転計画案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

(建物調査)

第120条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第76条から第78条に準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。

2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに当たっては、調査職員の指示を受けるものとする。

(機械設備等調査)

第121条 予備調査に係る機械設備、生産設備及び附帯工作物の調査は、前条に準じて行うものとする。

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第122条 企業内容等の調査書は、第118条の調査結果を基に移転計画案検討概要書（様式第124号）を用いて、作成するものとする。

(配置図)

第123条 予備調査に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第119条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該工場等

八 その他移転計画案の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

第118条 予備調査に係る工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - イ 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
 - ロ 駐車場の位置及び収容可能台数
 - ハ 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに原材料・製品等の品目及び数量
 - ニ 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係
- 六 その他移転計画案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

(建物調査)

第119条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第75条から第77条に準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。

2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに当たっては、調査職員の指示を受けるものとする。

(機械設備等調査)

第120条 予備調査に係る機械設備、生産設備及び附帯工作物の調査は、前条に準じて行うものとする。

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第121条 企業内容等の調査書は、第117条の調査結果を基に移転計画案検討概要書（様式第124号）を用いて、作成するものとする。

(配置図)

第122条 予備調査に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第118条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該工場等

の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備及び生産設備、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1

（建物、機械設備等の図面作成）

第124条 予備調査に係る工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

（移転計画案の作成）

第125条 予備調査に係る工場等の移転計画案は、第118条から第121条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先として基準運用第16第1項（4）第1号から第3号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画
- 二 建物、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）
- 六 移転計画案検討概要書（様式第125号）
- 七 移転工法案の比較表（様式第126号）

2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は第124条に定める図面のほか、次の各号に掲げるものを作成し、積算するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第127号、第128号）
- 二 面積比較表（様式第129号）
- 三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第130号）

第3節 算定

（補償概算額の算定）

第126条 前条で作成する移転計画案（2又は3案）の補償概算額の算定は、第122条から前条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備及び生産設備、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1

（建物、機械設備等の図面作成）

第123条 予備調査に係る工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

（移転計画案の作成）

第124条 予備調査に係る工場等の移転計画案は、第117条から第120条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先として基準運用第16第1項（4）第1号から第3号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画
- 二 建物、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）
- 六 移転計画案検討概要書（様式第125号）
- 七 移転工法案の比較表（様式第126号）

2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は第123条に定める図面のほか、次の各号に掲げるものを作成し、積算するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第127号、第128号）
- 二 面積比較表（様式第129号）
- 三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第130号）

第3節 算定

（補償概算額の算定）

第125条 前条で作成する移転計画案（2又は3案）の補償概算額の算定は、第121条から第124条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第10章 移転工法案の検討

第1節 調査

(移転工法案の検討)

第127条 移転工法案の検討とは、工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合において、当該敷地に存在する建物等の機能の全部又は一部を残地において回復するための通常妥当とする移転方法等の案を検討することをいう。

(企業内容等の調査)

第128条 工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第122条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- 一 名称、所在地及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の品目
- 三 所有者又は占有者の組織
- 四 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場との関係
- 五 財務状況
- 六 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 七 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）
- 八 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

第129条 工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第119条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - イ 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
 - ロ 駐車場の位置及び収容可能台数
 - ハ 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに原材料・製品等の品目及び数量
 - ニ 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係
- 六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

第2節 調査書等の作成

第10章 移転工法案の検討

第1節 調査

(移転工法案の検討)

第126条 移転工法案の検討とは、工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合において、当該敷地に存在する建物等の機能の全部又は一部を残地において回復するための通常妥当とする移転方法等の案を検討することをいう。

(企業内容等の調査)

第127条 工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第121条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- 一 名称、所在地及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の品目
- 三 所有者又は占有者の組織
- 四 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場との関係
- 五 財務状況
- 六 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 七 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）
- 八 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

第128条 工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第118条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - イ 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
 - ロ 駐車場の位置及び収容可能台数
 - ハ 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに原材料・製品等の品目及び数量
 - ニ 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係
- 六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第130条 企業内容等の調査書は、第128条の調査結果を基に移転計画案検討概要書(様式第124号)を作成するものとする。

(移転工法案の作成)

第131条 工場等の移転工法案は、第74条から第82条、第84条、第128条及び第129条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先として基準運用第16第1項(4)第1号から第3号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画
- 二 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図(縮尺500分の1又は1,000分の1)
- 六 移転計画案検討概要書(様式第125号)
- 七 移転工法案の比較表(様式第126号)

2 前項の検討にあたり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。

なお、調査職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表(様式第127号、第128号)
- 二 面積比較表(様式第129号)
- 三 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表(様式第130号)

(補償額の比較)

第132条 前条の移転工法案を作成したときは、基準運用第16第1項(4)第4号に定める補償額の比較を行うものとする。

2 前項の検討に当たり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、調査職員から教示を得るものとする。

第11章 再算定業務

(再算定業務)

第133条 再算定業務とは、建物等の補償額について再度算定する(再度調査して算定する場合を含む。)ことをいう。

(企業概要書)

第129条 企業内容等の調査書は、第127条の調査結果を基に移転計画案検討概要書(様式第124号)を作成するものとする。

(移転工法案の作成)

第130条 工場等の移転工法案は、第73条から第81条、第83条、第127条及び第128条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先として基準運用第16第1項(4)第1号から第3号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画
- 二 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図(縮尺500分の1又は1,000分の1)
- 六 移転計画案検討概要書(様式第125号)
- 七 移転工法案の比較表(様式第126号)

2 前項の検討にあたり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。

なお、調査職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表(様式第127号、第128号)
- 二 面積比較表(様式第129号)
- 三 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表(様式第130号)

(補償額の比較)

第131条 前条の移転工法案を作成したときは、基準運用第16第1項(4)第4号に定める補償額の比較を行うものとする。

2 前項の検討に当たり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、調査職員から教示を得るものとする。

第11章 再算定業務

(再算定業務)

第132条 再算定業務とは、建物等の補償額について再度算定する(再度調査して算定する場合を含む。)ことをいう。

(再算定の方法)

第134条 建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び補償額の算定方法により行うものとする。

- 一 補償額の算定項目、算定方法等に係る基準等又は調査積算要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。
- 二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定する。この場合における移転工法は、調査職員の指示による。

第12章 補償説明

(補償説明)

第135条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング等)

- 第136条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、調査職員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。
- 2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

- 第137条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。
- 一 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討
 - 二 権利者ごとの補償内容等の確認
 - 三 権利者に対する説明用資料の作成

(権利者に対する説明)

- 第138条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。
- 一 2名以上の者を一組として権利者と直接面接すること。
 - 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。
- 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(再算定の方法)

第133条 建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び補償額の算定方法により行うものとする。

- 一 補償額の算定項目、算定方法等に係る基準等又は調査積算要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。
- 二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定する。この場合における移転工法は、調査職員の指示による。

第12章 補償説明

(補償説明)

第134条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング等)

- 第135条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、調査職員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。
- 2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

- 第136条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。
- 一 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討
 - 二 権利者ごとの補償内容等の確認
 - 三 権利者に対する説明用資料の作成

(権利者に対する説明)

- 第137条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。
- 一 2名以上の者を一組として権利者と直接面接すること。
 - 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。
- 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第1.3.9条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第1.3.1号）に記載するものとする。

(説明後の措置)

第1.4.0条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、調査職員に報告するものとする。

2 受注者は、当該権利者に係る補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。

3 受注者は、権利者が説明に応じない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、調査職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

第1.3章 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書の作成)

第1.4.1条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けるため、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類等を作成することをいう。

(事業計画の説明)

第1.4.2条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について調査職員等から説明を受けるものとする。

(現地踏査)

第1.4.3条 事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。

(起業地の範囲の検討)

第1.4.4条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、調査職員と協議するものとする。

(事業認定申請図書の作成方法)

第1.4.5条 事業認定申請図書は、法第18条並びに法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下この章において「施行規則」という。）第2条及び第3条に定めるところに従うほか、別記1.4事業認定申請図書等作成要領により作成するものとする。

(記録簿の作成)

第1.3.8条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第1.3.1号）に記載するものとする。

(説明後の措置)

第1.3.9条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、調査職員に報告するものとする。

2 受注者は、当該権利者に係る補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。

3 受注者は、権利者が説明に応じない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、調査職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

第1.3章 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書の作成)

第1.4.0条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けるため、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類等を作成することをいう。

(事業計画の説明)

第1.4.1条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について調査職員等から説明を受けるものとする。

(現地踏査)

第1.4.2条 事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。

(起業地の範囲の検討)

第1.4.3条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、調査職員と協議するものとする。

(事業認定申請図書の作成方法)

第1.4.4条 事業認定申請図書は、法第18条並びに法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下この章において「施行規則」という。）第2条及び第3条に定めるところに従うほか、別記1.4事業認定申請図書等作成要領により作成するものとする。

(事前相談用資料の作成方法)

第146条 発注者が上部機関の事前相談を行う際の事前相談用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

(事前相談用資料の提出)

第147条 受注者は、前条の事前相談用資料の作成が完了したときは、速やかに、調査職員に当該資料を提出するものとする。

(本申請図書の作成)

第148条 事前相談の完了に伴う本申請図書の作成は、調査職員の指示により事前相談用資料を修正し、又は補足資料を整備して行うものとする。

(裁決申請図書の作成)

第149条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請書及び添付書類等を作成することをいう。

(裁決申請図書の作成方法)

第150条 裁決申請図書は、法第40条並びに施行規則第16条及び第17条に定めるところに従うほか、別記14事業認定申請図書等作成要領により作成するものとする。

(明渡裁決申立図書の作成)

第151条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立書及び添付書類等を作成することをいう。

(明渡裁決申立図書の作成方法)

第152条 明渡裁決申立図書は、法第47条の3並びに施行規則第17条の6及び第17条の7に定めるところに従うほか、別記14事業認定申請図書等作成要領により作成するものとする。

第14章 その他の業務の調査等

(その他の業務に関する調査等)

第153条 受注者は、その他の業務について、発注者が別途定める調査等要領等に基づき調査し、補償額の算定のために必要な図書等を作成するものとする。

2 受注者は、前項により作成した図書に基づき補償額の算定を行うものとする。

(事前相談用資料の作成方法)

第145条 発注者が上部機関の事前相談を行う際の事前相談用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

(事前相談用資料の提出)

第146条 受注者は、前条の事前相談用資料の作成が完了したときは、速やかに、調査職員に当該資料を提出するものとする。

(本申請図書の作成)

第147条 事前相談の完了に伴う本申請図書の作成は、調査職員の指示により事前相談用資料を修正し、又は補足資料を整備して行うものとする。

(裁決申請図書の作成)

第148条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請書及び添付書類等を作成することをいう。

(裁決申請図書の作成方法)

第149条 裁決申請図書は、法第40条並びに施行規則第16条及び第17条に定めるところに従うほか、別記14事業認定申請図書等作成要領により作成するものとする。

(明渡裁決申立図書の作成)

第150条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立書及び添付書類等を作成することをいう。

(明渡裁決申立図書の作成方法)

第151条 明渡裁決申立図書は、法第47条の3並びに施行規則第17条の6及び第17条の7に定めるところに従うほか、別記14事業認定申請図書等作成要領により作成するものとする。

第14章 その他の業務の調査等

(その他の業務に関する調査等)

第152条 受注者は、その他の業務について、発注者が別途定める調査等要領等に基づき調査し、補償額の算定のために必要な図書等を作成するものとする。

2 受注者は、前項により作成した図書に基づき補償額の算定を行うものとする。

第15章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第154条 受注者は、第5章から第11章に定める調査等と併せて、別記第15写真台帳作成要領に基づき、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物等の配置図又は見取図等を添付し、第85条第6号に基づき付した建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置、方向及び写真番号等を記入するものとする。

第16章 土地調書及び物件調書の作成

(土地調書等の作成)

第155条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果物により、別記16土地調書及び物件調書作成要領に基づき土地調書及び物件調書を作成するものとする

第17章 検証及び照査

(検証及び照査)

第156条 受注者は、各成果物について十分な検証（受注者が、請負に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているか否かを点検及び修正することをいう。以下「検証」という。）を行わなければならない。

2 受注者は、前項に基づく検証の他、発注者が別に定める場合を除き、原則として照査技術者による点検等（以下、「照査」という。）を行うものとする。

3 前項に定める検証及び照査は、第3章から第16章までに定める業務について行うものとする。

4 検証及び照査の方法は、検証・照査済一覧表（様式第2号）により各種別ごとに検証者が行い、これに基づき管理技術者が総括の検証を、照査技術者が照査を行ったうえで、署名押印をしなければならない。

第15章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第153条 受注者は、第5章から第11章に定める調査等と併せて、別記第15写真台帳作成要領に基づき、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物等の配置図又は見取図等を添付し、第84条第6号に基づき付した建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置、方向及び写真番号等を記入するものとする。

第16章 土地調書及び物件調書の作成

(土地調書等の作成)

第154条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果物により、別記16土地調書及び物件調書作成要領に基づき土地調書及び物件調書を作成するものとする

第17章 検証及び照査

(検証及び照査)

第155条 受注者は、各成果物について十分な検証（受注者が、請負に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているか否かを点検及び修正することをいう。以下「検証」という。）を行わなければならない。

2 受注者は、前項に基づく検証の他、発注者が別に定める場合を除き、原則として照査技術者による点検等（以下、「照査」という。）を行うものとする。

3 前項に定める検証及び照査は、第3章から第16章までに定める業務について行うものとする。

4 検証及び照査の方法は、検証・照査済一覧表（様式第2号）により各種別ごとに検証者が行い、これに基づき**管理技術者**が総括の検証を、照査技術者が照査を行ったうえで、署名押印をしなければならない。